

第1回 環境・労務委員会

開催 令和2年6月29日(月)

1. 第60回GP(グリーンプリンティング)工場認定
8月中旬締切
2. 環境推進工場登録
今年度の開催 東京工組
新規取得講習会
日時：9/14(月)10:00~17:00
場所：日本印刷会館2階会議室
更新講習と同時開催
3. 排出物実態調査
8月に組合員全員にFAX送信しますので調査にご協力下さい。
4. 就業条件・給与等実態調査
10月に実施します
5. 「知らなかったでは済まされない働き方改革 労働法と労働基準法改正」セミナー
講師に環境労務委員会特別委員 小倉絵里氏をお招きし、最新の労働関連法令とその対策を解説いただきます。準備ができましたらご案内します。
6. 特別産業廃棄物、フロン回収・処理、リスクアセスメント
 - ・印刷業では刷版の定着液の酸性濃度pH2.0以下、現像液のアルカリ濃度がpH12.5以上になると特別産業廃棄物管理責任者の資格を持つことが義務付けられます。
資格の取得には「日本産業廃棄物処理センター」のホームページでご確認下さい。
<http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>
 - ・業務用クーラー、冷水機チラーなど印刷業に関する機器の破棄は、産業廃棄物収集運搬業者もしくは廃品回収業者に委託しなければなりません。環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」を参照下さい。<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>
7. マニフェストと産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出
平成31年度の実績を令和2年度は10月31日までに提出する。
8. 日印産連「環境自主行動計画」の取り組みへの参加のお願い
アンケートで印刷業の環境に対する取り組みの調査にご協力下さい。
環境問題に取り組み、廃棄物の減少、VOC排出抑制、CO2削減への参加協力をお願いします。
日印産連 https://www.jfpi.or.jp/topics_detail6/id=43
9. 時間外労働の上限規制
10人以上労働者のいる会社では、1週40時間、1日8時間以内の法定労働時間が義務付けられ、これを超えると36協定を労基署に提出しなければならない。
詳しくは <https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

10. 失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法

離職日が令和2年8月1日以降の方から算定方法が変わります。

改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払いの基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払いの基礎となる日数が11日以上ある月、または、賃金支払いの基礎となった労働時間数が80時間以上ある月を1か月として計算。

11. 雇用調整助成金

月の売上が5%以上減少している事業所を対象に令和2年4月1日から令和2年9月30日迄適用

1. 休業手当等に対する助成率中小企業4/5、解雇を行わない場合10/10

※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり15,000円

2. 教育訓練をした場合、中小企業2,400えんを加算します。

3. 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています。

4. 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能です。

5. 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています。

6. 申請書を大幅に簡素化しています。添付書類を削減し、休業等計画届の提出は不要です。

7. 助成額の算定方法等申請手続きを簡素化しています。

詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

12. 小学校休業等対応助成金

新型コロナウイルスの影響で、年次有給休暇の他に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対し、支払った賃金相当額の10/10(支給上限は1日あたり8,330円。令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円)

適用日：令和2年2月27日～9月30日の間に取得した有給の休暇

申請期間：令和2年12月28日まで

詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

13. 厚生年金保険料等の納付猶予の特例

1. 令和2年2月以降、前年同期より20%以上収入が減少している事業所に対し、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができ、担保が不要で延滞金もかかりません。

2. 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が来る厚生年金保険料等が対象。

3. 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できる。

申請書 <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200501.html>

14. 労働保険料等の納付猶予の特例

厚生年金と内容は一緒です。申請は管轄の都道府県労働局へ。

15. テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン

厚生労働省よりテレワークによる企業側、労働者側の労働基準関係法令と問題点、対策と解決法のガイドラインが出ています。

本文 <https://www.mhlw.go.jp/content/000545678.pdf>

16. 母性健康管理措置

1. 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守るために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。
2. 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
3. 対象期間は令和2年5月7日～令和3年1月31日です。
詳しくはこちらへ <https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>